

# 教育民生常任委員会会議録

平成30年9月7日

宮古市議会

## 教育民生常任委員会会議録目次

(9月7日)

開 会	3
協 議	3
閉 会	16

## 宮古市議会教育民生常任委員会会議録

日 時  
場 所

平成30年9月7日（金曜日） 午後1時30分  
市役所 6階大ホール

○

事 件

〔協議〕

- (1) 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める請願
- (2) 議案第5号 宮古市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第6号 宮古市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

出席委員（7名）

熊 坂 伸 子 委 員 長	坂 本 悦 夫 副 委 員 長
白 石 雅 一 委 員	畠 山 茂 委 員
橋 本 久 夫 委 員	長 門 孝 則 委 員
加 藤 俊 郎 委 員	

欠席委員（0名）

なし

---

説明のための出席者

〔付託事件審査〕

(1)

紹 介 議 員 竹 花 邦 彦 議 員

請 願 者 岩手県教職員組合下閉伊支部  
書記長  
佐 藤 浩 君

参 考 人 教育部長 大 森 裕 君 参 考 人 教育委員会総務課長  
伊 藤 重 行 君

参 考 人 学校教育課長  
佐々木 寿 洋 君

(2)・(3)

保健福祉部長 中 嶋 良 彦 君 介護保険課長 佐々木 雅 明 君

---

議会事務局出席者

事 務 局 長 菊 地 俊 二 主 査 前 川 克 寿

## 開 会

午後1時30分 開会

○委員長（熊坂伸子君） ただいままでの出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、これから教育民生常任委員会を開会いたします。

本日の案件は付託事件審査3件となりますので、スムーズな議事進行に御協力のほどよろしくお願ひいたします。なお、各議案の提案理由につきましては、本会議で説明済みでございますので、省略をいたします。それでは、これから本委員会に付託された議案の審査を行います。

○

### 付託事件審査（1） 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める請願

○委員長（熊坂伸子君） まず、請願第1号、教職員定数改善と、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める請願を議題といたします。

本日は紹介議員の竹花邦彦議員、及び請願提出者であります岩手県教職員組合下閉伊支部長菅原昭典さんの代理として、下閉伊支部書記長の佐藤浩さんにおいでをいただいております。よろしくお願ひをいたします。

それでは、紹介議員の竹花邦彦議員より、請願の内容について説明をお願いいたします。竹花議員。

○紹介議員（竹花邦彦君） それでは、「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める請願」について、私のほうから趣旨等について簡単にお話をさせていただきたいというふうに思います。

子供たちの豊かな学びを保障し、教職員の長時間労働は正に向けまして、教職員定数改善は欠かせないものというふうに考えております。したがって、現在、国政府においては、来年度2019年度の予算編成作業に入っておりますけれども、来年度の予算編成において、義務教育費の国庫負担割合を、現在、3分の1でありますけれども、これを以前の2分の1に復元をするように、国に宮古市議会として意見書を提出していただきたいと。このような請願内容でございますので、よろしくお願ひを申し上げます。

御案内のように、OECD加盟国の中で日本が、教育の公的支出につきましては、最下位水準で推移をしてきているという状況については、既に委員の皆さんも御承知のことだというふうに思います。また、教職員の勤務時間につきましても、OECD諸国に比べて、年間で200時間ほど長時間労働になっているという、そういった調査もあるわけでありまして。

こうしたことから、ぜひ、国においては、義務教育費の国庫負担割合を2分の1に復元して、十分な手当をしていただきながら、教職員の定数改善を図っていただきたいという趣旨でございます。なおきょうはお手元のほうに資料を配布いたしております。これは、教員の働き方等の実態についての資料でございます。きょう私と一緒に、請願者の佐藤浩・教職員組合の書記長がお見えでございますので、佐藤書記長のほうから、この資料については、皆さんのほうに御説明をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（熊坂伸子君） はい。竹花議員の説明が終わりました。それでは提出者であります。佐藤さんのほうからも説明をお願いいたします。

○請願者（佐藤浩君） 先ほど紹介のありました、岩手県教職員組合下閉伊支部で書記長しております佐藤浩と申します。よろしくお願ひします。

初めにですね、すいません、参考資料のほうの訂正を1カ所させていただきます。はい。参考資料2の1番下の表

の、左上に2011年度からと書かれていますが、2020年度からの、間違いとなっておりますので、すみませんが訂正のほうよろしくをお願いします。

先ほど竹花議員さんのほうからもありましたとおり、子供たちの豊かな学びの保障のためには、教員の質の高い教育実践が求められます。それを保障していくためには、やはり教員がゆとりある授業準備等の時間を確保することが、不可欠だと考えています。教職員の長時間労働の実態については、文科省が2016年度に実施した教員勤務実態調査で明らかになっておりですので、ここについては省略したいと思います。

この要因の一つとして、教員1人当たりの業務の量の多さが挙げられると考えています。2013年度のOECD調査によると、世界的に見て中学校1人当たりの教員が当たる生徒数は、平均的であるのに対して、実は教員の平均仕事時間1人当たりは国際的に見て平均以下となっていて、教員1人当たりの授業以外のさまざまな業務があることを示していると思われまます。さらに、現在、教育課題は多岐にわたっています。配慮を必要とする児童生徒や、不登校、いじめなどの対応など多岐にわたっています。そういう、一人一人の子供への指導についても時間が必要となります。

参考資料を使って、ここからは説明したいと思います。参考資料の1をごらんください。これは教員1人当たりが担当する授業時間、授業時数の平均となっています。このことから分かる通り、特にきょうは小学校教員について触れていきたいと思いますが、小学校教員は担任する学級の時間割を1人の教員が指導していることがほとんどであるということがわかつています。また、複式学級のほうがより平均時間が長いのは、担任以外の教職員が少ないために、教科担任指導などができないことが関係しているのではないかと考えられます。

1枚めくって次に参考資料の2をごらんください。これは小学校学習指導要領に示されている標準授業時数です。授業時数がふえ、さらに教える教科等の種類もふえていることが、この表からわかつています。2020年度から、新しい学習指導要領になりますが、それを、今の教育課程の時間割に当てはめていくと、4年生以上はほぼ毎日6時間事業という形になります。6時間授業を終了して子供たちが下校する時刻はおおよそ16時、午後4時となります。その後、教員に残された時間は約45分間です。

最低でも次の日の、教科等の種類もふえておりますので、6時間分の授業準備をその中でしなければなりませんし、生徒指導、教員のミーティング、学級通信の作成また、今の時期は陸上指導等の授業準備以外にもさまざまな業務がある中で授業準備をしていくこととなります。新しい学習指導要領の中では、現在の教職員定数に当てはめていくと、到底子供一人一人にゆきとどいた指導もできませんし、子供たちの豊かな学びを保障する環境が整備されているとは言えません。子供たちの豊かな学びを保障するためには、教職員定数の改善が絶対不可欠となってきております。1人当たりの業務量が分散され、授業準備や教材研究の時間も確保され、ゆとりをもって子供たちの声に寄り添うことが、それによってできると考えております。

また、教職員定数を進める一方で、義務教育費の国庫負担額が2分の1に復元されなければ、地方自治体の財政状況を圧迫することとなり、子供たちが等しく教育を受ける権利が失われていくと思われまます。ぜひとも教職員定数改善と、義務教育費国庫負担制度の2分の1の復元を並行して、進め子供たちの豊かな学びの保障のために意見書の提出をよろしくお願いいたします。以上で説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○委員長（熊坂伸子君） はい。ありがとうございました。説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） じゃ、よろしくお願ひします。

初めにですね、この請願書を見てちょっとお話し、質問させていただきますけども、請願の趣旨が、長時間労働の是正。二つ目が、教職員定数の改善。それと三つ目が、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することと、こういうことになっております。この趣旨に対しては、私は異存はありません。賛成なんですけども、理解を深めるためにね二、三質問をさせていただきたいと思うのですが、まずこの趣旨のね、教職員定数の改善っていうのは、これはあれですか、35人学級を示すのでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 竹花議員。

○紹介議員（竹花邦彦君） 今、日本においては、1クラス40人学級で、基本的には教職員の配置がされているというふうに考えられる。ただ、実態的には宮古にもあるように、40人を下回って、1クラス編成35人のクラスもあれば、そういう状況ですが、国の整理においては、1クラス、40人学級ということが今その状況。岩手県においても若干低学年については、それを県費で対応しているという状況がありますから、国においては基本的には、40人学級で教職員が配置されているというふうに理解をする。したがって、1クラス40人が基本になっているというふうに思っております

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） なので、定数削減をするということは、今の40人から35人にしたいという意味なんだろう。これは違う。

○委員長（熊坂伸子君） 竹花議員。

○紹介議員（竹花邦彦君） もちろんさまざま、仕組み的には今言ったように、子供の1クラスの編成の問題等もあると思います。要は請願の趣旨は、子供たちの、言わば、学びをしっかり保障していくためには、今の教職員の定数ではなかなか大変な状況だと。当然これは国の義務教育費国庫負担の中で、一定個人の教職員の定数についても定められていますから、ここに手をついていかないと、子供たちの授業時間の準備等々含めて、しっかりと先生がたの準備対応が難しい状況にある。

当然、教職員をふやしてもらうことによって、先ほど佐藤書記長のほうからもお話ありましたが、1人当たりの教職員のいわば勤務時間、これを分散させて準備をしっかりさせていくということも含めて、そうならないと子供たちの学びをしっかり保障するというにならないし、今問題になっている、学校現場におけるですね、さまざまな働き方の問題、これもなかなか解決をしていかない。

したがってそのためには、教職員の定数をふやしてもらう方向しかないでしょうという趣旨で、御案内のように国庫負担を引き上げてもらって、その中で教職員の定数をふやしてもらいたい、こういう趣旨でございます。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） わかりましたけれども、漠然とした定数よりはね、本当ははっきりと今、いろいろと話されているのは35人学級なんです。ですからその数字をね、はっきり打ち出したほうがむしろいいのかなと思ってね、質問しましたけれども、そのことについてはどうでしょう。

○委員長（熊坂伸子君） 佐藤さん。

○請願者（佐藤浩君） はい。少々つけ足しながら今の岩手県の状況を若干話したいと思います。

まずは、1学級が40人ないしは35人で1学級とされて、学級編制が決まっています。それに対して今度は、学級編制が決まったことによって、各学校の学級数によって教職員の数が決まっています。今ですと岩手県独自の部分の小人数学級の編成もあって、小学校5年生までは、35人以下学級というのは実現してきてはいます。そこについて詳しく話していくと、ちょっと時間がなくなるので、選択制とかいろいろあるので、ちょっとそこは割愛していきたいんですが。

なぜ今回は、趣旨の中に具体的に30人以下学級とか、そういう形で盛り込まなかったかということですね、先ほど宮古市の状況を、ちらっと竹花議員さんのほうからもお話があったと思うんですが、35人、30人以下学級のほうがむしろ多くなってきているのが現状だと思います。ただし、先ほど複式学級のほうにもちらっと触れたんですが、小規模校になればなるほど人数割合に対して、教職員数が減っていきます。なのでサポートする教職員数も減っていくので、できれば児童生徒数の割合に対して、今のような割合での定数配置ではない形で、さらに手厚い形での配置の割合を考えていただきたいという形ですので、具体的な数字を出すとなると、またそこに対する回答しかきませんので、あえてそういう部分については今回の請願では触れていないところでした。以上です。

○委員長（熊坂伸子君） はい、坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） はい、わかりました。この理由のところですね、出だしのところなんですが、学校現場における課題が複雑化、あるいは困難化する中で子供たち云々とあるんですが。

もうちょっと具体的にね、どういう課題がどのように、複雑化したのか。これは先生たちじゃないとね、わからない問題なので、その辺をもうちょっとわかるように、説明してほしいなというふうに思います。この、困難化についてもね、どういう困難なのかね。ちょっとあの、わかりやすく説明してほしいなと思うんですが、難しいですか。

○熊坂委員長 よろしいですか。佐藤さん。

○請願者（佐藤浩君） はい。私のわかる範囲でお答えしますが、まずは先ほどから説明していました、新学習指導要領のあたりの話を説明していきますと、今までもちょっとずつ学習指導要領の改訂に伴ったり、さまざまな社会的な背景から教育課題がさまざま、学校のほうに教育としておりてきています。例えば、キャリア教育とか情報教育とか、最近ではニュースで話題になっているプログラミング教育とか、さまざまな教育内容を指導するような形になってきているのがまず一つとさせていただきたいなと思います。

あとは先ほど私のほうが、趣旨説明の中で申したとおりで、子供たちの多岐にわたる対応があります。配慮の必要な子供たちが、一人一人に配慮が必要になってきていますので、そこに対するきめ細やかな1人1人への対応をすれば、今度は学級全体のほうの対応もしなければならないというふうに。学級の中で枠組みを決めていくのもなかなか難しいところもありますし、いじめや不登校といった問題が、件数について宮古市の部分については私はわかりませんので、一般的な話にはなってしまうんですが、いじめや不登校への未然防止のための対応もですし、発生した際の対応という部分についても、かなりきめ細やかに対応していますので、そういう部分を全体的に言った形でイメージしていただければいいかなと思っています。以上です。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） それでこの請願の最も主な事項である長時間労働是正でですね、今の、先生たちの長時間授業の資料が配布されて、これをざっとこう見たんですが、なんていったらいいでしょうかね。異常なぐらいの



時間外労働かなというふうには思います。

どのぐらいの時間数、労働、時間外の残業してるかというのは大体わかったんですが、去年だかおとし電通の社員がね、女性の社員が過労死ということで、自殺した事件がありました。そこで過労死ラインというのが、話題になったんですが、過労死ラインというのはちょっと忘れたんですけども、何時間ぐらいでしたっけ。80時間、90時間。

○委員長（熊坂伸子君） 竹花議員。

○紹介議員（竹花邦彦君） 一応80時間が一つの目安にされております。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） ですと、この80時間。この過労死ラインを超えているぐらい残業してる先生っていうのは、大体何割ぐらいいます。小学校とね、中学校はちょっと違うと思うんですが、小学校何割ぐらい、中学校何割ぐらい、大体いるんでしょう。いない、それとも過労死ラインを超えてる先生はいない。

○熊坂委員長 よろしいですか。佐藤さん。

○請願者（佐藤浩君） 事実についてはですね、教育委員会のほうで、衛生委員会を開催していますので、実数についてはそちらのほうで、きょう資料としてお持ちかどうかはさておき、把握していますのでそちらのほうで数についてはわかると思っています。ただ、はっきりと言えることは、80時間以上労働している方がいるということだけははっきりとはわかっております。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） それとですね、何か聞いたところによると、先生がたはその残業代はゼロだというふうに聞いたんですが、それ本当ですか。

○委員長（熊坂伸子君） 竹花議員。

○紹介議員（竹花邦彦君） 前にもお話をしたと思いますが、学校の先生方については、人材確保法案という形で、時間外労働手当、いわば残業代については支給されておりません。調整給という形でパーセンテージによって一応その部分が、市役所にもそういった方はないわけでありませんが、基本的に1時間当たり幾らという形で時間外手当が支給をされている対象外が学校の先生。

したがって先ほどの残業時間の問題がありましたが、そういう状況があるために、いわば時間外労働手当がつきませんから、現実にはじゃ何時に帰って、何時間1日に残業してるかっていうのは、把握ができてないという問題も現実にあるわけです。したがってこれは、過労死の問題が起きた場合に、ここで学校現場の人が本当に何時間月に時間外労働してるのか、年間にしているのか、ということをやなかなか把握できないという問題も一方で起きています。

したがってこの働き方の問題についてはさまざま今、どういう形で、時間外も把握ができるかということについては、教育委員会も含めていろいろ検討されているというふうに、思いますので、時間外労働手当は、教職員についてはありません。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） それは法的にもきちっとこう定められているわけ。そうですか。わかりました。で、あの、これも聞いたところによると、残業代は出ないんだけど、何らかの形で給料の4%、3%だか、4%。手当がつきますという話だったんですが、それも本当ですか。

○委員長（熊坂伸子君） 竹花議員。

○紹介議員（竹花邦彦君） 先ほど触れたつもりであります、多分私の認識間違いなければ4%の調整給という手当がついているということでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） これ、時間外労働については、法的にも規定があるということではあるんですが、普通に考えればね、残業手当をもらう権利はあるんじゃないかなというふうに思います。民間ですと、営業マンは何時までやってもね、残業手当はつかないんだけど、サラリーマンの、そういう営業マンの残業の質と、先生がたの残業の質はね、ちょっと違うような気がしてね。

残業手当も、もらうようにね、もう運動してもいいのかなというふうには思うんですけども、それは規定を変えなければ、だめなわけですけども。そういう運動は、やっぱりなんていいますかね。問題の質によってやりづらい、先生たちとすれば、時間外労働出せっていうような運動はしづらいということでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 竹花議員。

○紹介議員（竹花邦彦君） まずきょうはその問題とは別の請願内容になっておりますので、課題認識とすれば、坂本議員がおっしゃったような課題があるというふうに声を受けとめて、教職員組合のほうでもそういった方については引き続きやっておりますが、きょうはこの請願内容について、御理解をいただいて受けとめをしていただきたいというふうに思います。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） 了解。最後にします。この長時間労働を是正するにはね、どうすればいいか。どうすればいいと先生がたは思っているんですか。

○熊坂委員長 よろしいですか。佐藤さん。

○請願者（佐藤浩君） はい。長時間労働のほうがちよっと今中心になってきているんですが、きょうの議会請願の主語は子供であるということを確認した上で話しますが。

先ほどちらっとお話しした宮古市立教職員衛生委員会の中で、委員の中からも発言があったんですが、業務改善は頑張って取り組んで各学校、教育委員会さんと取り組んでくださっていますが、なかなか減らないという発言を、最後はやっぱり人がふえることではないかという話を発言をしてくださった方もいるように、やはり、人をふやすということが1番の道筋ではないかなと思っています。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） わかりました。来年、学校学習指導要領が変わって、英語も教えなきゃなんない、道徳も教えなければならぬ。そのほかにもね、先生がたはいろんなことを押しつけられて、時間的に追い込まれたり、ゆとりをなくしているというようなお話の中からうかがわれるわけですけども。

したがって子供とその向き合う時間がなかなか確保できないという状況にあるような気がします。そのことは子供たちにとっては、とって大切なことなただけでも、それが失われている。というふうに感じました。私はそういう意味ではね、この請願には賛成であります。以上。

○委員長（熊坂伸子君） はい。ほかに質疑はございませんか。畠山委員。

○4番（畠山茂君） 私は9月議会ちょうど教育関係をやるところで、今坂本議員にほとんど聞いてもらった気がして大変ありがとうございます。

それでですね、私は働き方改革、あるいは新学習指導要領の負担だったり、1番思うところは、やっぱり義務教育は、全国ですね、どこにいても、あまねく公平に受けられるというのがやっぱり基本だと思いますので、地

方自治体の財政で、環境が変わってはいけないという部分も含めて、この請願には賛成をしたいというふうに思うんですが。ただすいません、私もまだ知識がまだまだ乏しいので、ちょっとあの、理解を深めて二、三点。簡単なことを聞きたいんですが、まとめて聞いてもよろしいですか。わからなければ、教育委員会にお願いしたようですけど、わかればいいんですけど。

○委員長（熊坂伸子君） 教育委員会の参考人に出ていただいている方にも質問の時間がありますので、今は紹介議員と提案者への質問をお願いします。どうします。あとにしますか。

○4番（畠山茂君） そうですね。

○委員長（熊坂伸子君） はい。それではほかに質問のある方はいらっしゃいませんか。長門委員。

○14番（長門孝則君） ちょっと確認の意味でお聞きしたいんですけども。私の勘違いかどうかちょっとわかりませんが、この国庫負担2分の1復元っていうのは、以前にですね何か、出されたような、出されて採択したような記憶があるんですが、それに間違いはないですか。

○委員長（熊坂伸子君） 竹花議員。

○紹介議員（竹花邦彦君） はい。竹花議員。昨年度も請願を出して採択をしていただきました。

つまり趣旨はですね、毎年度なかなか復元ができていないもんですから、国の予算編成にあわせて、来年度こそ、何とか義務教育費の国庫負担制度の3分の1から2分の1復元をして、教職員定数の改善をお願いをしたい。

したがって、予算国の予算編成にあわせて、毎年度、請願を出して採択をして、国に意見書を提出してもらっているという状況ですので、去年も請願書を出して採択をいただいております。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） そうすれば、復元ができない間、毎年請願するという考え方ですかね。

○委員長（熊坂伸子君） 佐藤さん。

○請願者（佐藤浩君） はいそのとおりです。毎年、請願させていただきたいとは思っています。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） もう一つ。これはあれですかね、県下全市町村にこの請願は提出されているんですか。そこをちょっとお聞きします。

○委員長（熊坂伸子君） 佐藤さん。

○請願者（佐藤浩君） 全市町村になっているかどうかはそれぞれの支部によって違うので、ちょっと今の状況はわからないんですが、基本的には全市町村とあと県議会のほうに議会請願をしようという取り組みを進めています。一つでも多くの自治体のほうから、国のほうへ請願が集まれば集まるほど、復元は早くなるのかなと思っています。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員よろしいですか。はい。ほかに質疑のある方はいらっしゃいませんか。

はい、ありがとうございます。ほかになければこれで質疑を終わります。

紹介議員及び提出者は退席をお願いいたします。御苦勞様でございます。

はい。それでは次に、この件に関しまして参考人といたしまして、教育委員会のほうから、関係部課長に出席をしていただいておりますので、この請願に対する質疑や確認したい事項等があれば挙手を願います。はい。畠山委員。

○4番（畠山茂君） 改めましてはいお願いいたします。すいません。初歩的なことですが1点ずついきたいと思います。教職員さんの給与のまず、出所を教えてください。給与、お金を出していると。例えば県

だったり市だったりという、給料です、はい。

○委員長（熊坂伸子君） 大森教育部長。

○教育部長（大森裕君） この請願にも書いてありましたが、国と県で昔は2分の1ずつだったのが、国が3分の1になって県が3分の2になっているのが現状ということでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） はい。ありがとうございます。すいません簡単な質問だけなので、二つ目なんですけども。学校の建設の部分のところは、自治体なのかどうか。

○委員長（熊坂伸子君） 大森教育部長。

○教育部長（大森裕君） はい。何と云っていいんでしょう。簡単に言えば、学校の器っていうか環境を整えるのが市町村で、その中身って言ったらなんですけど、実際に運営といいますか、先生がたの部分が県と国っていうようなことで。学校の建設は、補助金等もございますけども、実施主体は市町村ということになります。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） 外枠は自治体だという。ありがとうございます。三つ目なんですけども、維持費、主に光熱費になると思うんですけど、電気、ガス、水道、電話とかっていうところも自治体でよろしいんでしょうか。はい。

○委員長（熊坂伸子君） 大森教育部長。

○教育部長（大森裕君） はい。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） 初歩的な事でありがとうございます。理解できましたので、よろしく願います。以上です。

○委員長（熊坂伸子君） 質問のある方いらっしゃいますか。はい。白石委員。

○1番（白石雅一君） はい。質問させていただきます。

先ほど請願者の話の中で、今回のこの請願は、毎回国の予算に合わせて出しているということなんですけど、今までどういった形で回答が来ているのか。その経緯というのは、回答とかそういったのは何もないんですかね、これについては。

○委員長（熊坂伸子君） 大森教育部長。

○教育部長（大森裕君） 恐らく請願が採択されると、国会とかその関係大臣等に送られて、国のほうで一応それを参考にしながら予算審議であるとか、というのを審議していくと。ところがなかなか国の財政状況等々もあって、実現に至ってないというのが現状ではないかと思うんですけども。

○委員長（熊坂伸子君） 白石委員。

○1番（白石雅一君） はい。ありがとうございます。教育委員会のほうにも何かこういう事情があって、今回は反映されなかったみたいなの、そういった請願者に対して何かリアクションするようなことは事はないということなんです。

○委員長（熊坂伸子君） 大森教育部長。

○教育部長（大森裕君） 請願者は教育委員会ではないので、ないです。ただ、結局12月に予算編成で内示があると、国のほうからは、来年はこういう予算をこういうふうにつけましたというのが送られてくるということです。

○委員長（熊坂伸子君） 白石委員よろしいですか、はい。ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） わからない点ありますので、よろしくお願いします。

国が3分の1、県が3分の2の負担だということなんです、市の負担っていうのはないんですか。

○委員長（熊坂伸子君） 大森教育部長。

○教育部長（大森裕君） 先生方の人件費に関してはありません。

○委員長（熊坂伸子君） はい、加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 市のほうの懐が痛まない形の中で、こういった請願が毎年ずっと繰り返し、市のほうに出されているっていうことについては、担当課ではどのように考えますか。

○委員長（熊坂伸子君） 大森教育部長。

○教育部長（大森裕君） 学校がなかなか厳しい状況というのは、教育委員会ですから、ある程度把握はしております。

あと、今、先生がたの人件費は市は関係ないと言いましたが、宮古市は独自の市の単費として支援員というのを各学校に配置をしております、側面からの先生がたの何と申しますか。フォローと申しますか、しております。現状もそのとおりのなかなか先生方も、いろんなやっぱり先ほどもおっしゃっていましたが、教科以外の問題等もありますので、それに対していいっていうのも何か、なかなか言いづらいんですが。

現状はなかなか厳しい状況であるというのは、先ほどもおりましたが、内部で市の中で衛生委員会っていう、先生がたの現状とかっていうのを把握して、どうにかこうできる範囲でよい方向に行けないかという委員会等は年2回行っておりますので、現状把握しておりますので、なかなか厳しいというのもそのとおりでと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 先ほど竹花議員もそれから請願者もお話ししていたとおり、学校の先生の労働環境は、かなり厳しいものがあるっていうのは私も理解しておりますし、また子供たちの保護者の要求も年々高くなっていて、そういうことから、ますます学校の先生がただけではなくて、多分、教育委員会サイドのほうも年々歳々、情報が伝わりやすくなっているということとも相まって、労働時間は長くなって、課題解決に向けての、とられる時間っていうの多いんだらうなっていうのは、それは私もそのとおりで通らうなと思います。

それで、豊かな学びの実現のために、教職員定数改善、教職員の定数をふやしてほしいという請願なんですが、一方では、国のほうでは先生がた、現場の先生がたのスキルアップのためのいろんなメニューを準備して思うんですが、そういったことについては、今度の請願については、自分たちのスキルアップのためのいろんな研修制度等々について触れてないんですが。研修制度等々の充実っていう方向でもあると思うんですが、その辺についてはいかがなんでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 佐々木学校教育課長。

○教育部長（佐々木寿洋君） おっしゃるとおりでございます。人数をふやすほかに、教職員一人一人の力を高めるといふ点では、研修制度は大変重要なところと思っております。

先ほどの請願者等もありましたが、学習指導要領が小学校で平成32年、中学校で33年度から全面実施になるということもありまして、それに向けての研修を県、そして市のほうで進めております。市も教育研究所のほうを中心にして重点的に進めていくということで取り組みを考えております。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 私も大体基本的には、この請願には反対するものではないんですが、一方でやっぱり、先ほど私が申し上げたようなことを自分たちの、自分たちっていうのは失礼な言い方ですが、労働環境の改善と

もに、自分たちのスキルアップについても、一生懸命取り組むことも必要なんだろうなというような考え方も私にはあるんですが。

いずれ少子化の流れの中で、教職員定数をもっと減らしてくれってということについては、反比例するわけですから、これはどうなんだろうなって、一方では思いがありますが。

ただ、保護者の要求あるいは社会の要求等々が、学校の先生がたに全部重くのしかかっているってということも考えれば、この請願やむを得ないのかなっていう気もいたしております。質問ではないんですが、自分の意見ですが、以上です。

○委員長（熊坂伸子君） 回答はよろしいですね。はい。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。参考人は、御苦労さまでございました。退席をお願いいたします。

○委員長（熊坂伸子君） これから、請願第1号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） 討論がないようでございますので、直ちにお諮りをいたします。

請願第1号は採択すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい。ありがとうございます。異議なしと認めます。

それでは、よって請願第1号は採択すべきものと決定いたしました。

○

## 付託事件審査（２） 議案第5号 宮古市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

○委員長（熊坂伸子君） 議案第5号「宮古市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。長門委員。

○14番（長門孝則君） ちょっとお伺いしますけども、改正条例は国からの準則が、多分流れてきてるんでないかなあと思うんですけども。どうです、その準則に基づいて、そのとおり改正してあるのかどうか、その辺をお聞きます。

○委員長（熊坂伸子君） 佐々木介護保険課長。

○介護保険課長（佐々木雅明君） お答えいたします。今は準則という形でくるのではなくて、参照する法令が変わったことにあわせて、こちらのほうで今回の場合ですと、施行規則とかそういうものに明記されたところについて、それに合わせた改正ということと、あと参照条文が法改正によって、介護保険法等の改正によって参照している条文の項番号等が動いたことにあわせて、こちらの条例の参照先の番号を変更しているものでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） 以前は国からね、法に基づいて改正されるっていう場合は、規則の準則っていうのが流れてきて、そのとおり、条例改正をするということでしたけども、準則に見合うような、文書が流れてきてると。それに沿って改正するということですけども。ちょっと、文言を見るとですね、例えば5の1ページ下のほうで

すけどもね。改正後の下のほう。

何が変わるのかなって見ると、基準等の「等」だけなんですよね、加えているのが。そのため、等をつけるために改正しているわけだ。それから5の3ページですと、指定っていう例えば、地域密着型。これが今まで頭に「指定」が加わっていたのを削除すると。それだけの改正なんですよね。

だから、もう実質的に、何ら変わらないと。文章の一部表現だけ変わったのでないかなと、私はそういうふう理解してるんですが、何が実質的に変わってますか。ちょっとその辺をお聞きます。

○委員長（熊坂伸子君） 佐々木介護保険課長。

○介護保険課長（佐々木雅明君） 今回の指定が今までついていたものがなくなったとか、それから等がついたものについては、参照している県のほうの条例とか、それから介護保険法のほうの施行規則での表現そのものが変わっておりますので、そこの表記の仕方に合わせているというものでございます。

○委員長（熊坂伸子君） はい。中島保健福祉部長。

○保健福祉部長（中嶋良彦君） こういった改正の関係なんです、今でも大幅に変わる場合は、準則に似たものが流れてきて、県の条例が変わって、合わせて市の条例が変わるみたいな形で流れてくる場合もございしますが、本当に一部の改正で大きな変更がない場合については、今回のように一部の名称の変更とあわせて、引用する条項の番号が変わると、いざというときに正式な引用ではないということになりますので、そういった改正の手続の今回の改正条例案になります。

理由のほうの5の6ページのほう、ごらんいただければ、下から2行目のところですが、所要の整備をしようとするものというのがついてる場合は、大抵この名称とか先ほど議員さんの指摘がありました等とか、何条何項の何項が今回順繰りに変わったんで、番号が同じ内容でも変わるというようところがございしますので、そこを正確に直すための改正内容と御理解いただければと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） これまでもそうなんですけどね。

国の、特に以前は厚生省。担当が変わると、変わるんですよ。実質的に変わるんでなくて、文言をちょっと、変えると。そういう感じを、私は今まで持ってきてるんで、どうも国の職員は、そうしたいらしいと。そういうふうな感じを持っていますけども。実質的に変わらないということなようなんです、私はこれでいいと思います。終わります。

○委員長（熊坂伸子君） ほかに。白石委員。

○1番（白石雅一君） はい1点気になった部分質問させていただきます。第3条の2のところの下線部分で、改正前は下のほう法人である者とするというのが、法人である者または病床を有する診療所を開設している者というふうになってたので、対象となる事業所さんが、宮古でも増えたりして数が変わるのかなと思ったんですが、そう言ったわけではないということなんでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 佐々木介護保険課長。

○介護保険課長（佐々木雅明君） はい。今回のその点の改正につきましては、今までは法人のみが対象であったものが、法令の規定のほうで、病床を有する個人の施設であっても認めますと。訪問介護、看護小規模多機能型居宅介護サービスをする場合については、法令のほうでもそこを認めますということで変わっておりますので、今回合わせてうちのほうも改正をするものでございますが、実際に宮古市でこのサービスを提供しているところはまだございません。

ただ、実際該当する診療所等ということになれば、6ヶ所ございますので、そちらがこういうことをしようと思ったときに、ここを整備してなければ認めることができないということでありますので、法の改正に合わせて、市内に該当する施設がございますので、もしそちらがサービス提供で申請をする場合には対応できるようにあわせて改正をしておくというものでございます。すぐにそれをもって対象になってサービスが始まるというものではございません。

○委員長（熊坂伸子君） 白石委員。

○1番（白石雅一君） はい、宮古で6カ所、もしかしたら対象になるであろう施設があるということなんですが、この法令の改正っていうのは、そういった事業者さんには一応お知らせというか、そういった形は行う予定ですか。

○委員長（熊坂伸子君） 佐々木介護保険課長。

○介護保険課長（佐々木雅明君） 改めて対象の施設のほうにお知らせをしているわけではございません。

ただサービス等については、計画の中でも3年間を見越して作っておりますので、実際のところ、この6施設というのは全て病院というかそういうところありますので、今までは医療のほうでの施設ということでしたけれども、条件に合う場合は、介護のほうのサービスもできるということで、そちらが申請した場合に対応できるように、条例を整備しておくというものでございます。

○委員長（熊坂伸子君） はい。よろしいですか。ほかに質疑のある方はございませんか。はい坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） それではちょっとお伺いします。自分で調べればね、わかるやつなんですけれども、ついので、ちょっとお伺いします。

指定夜間対応型訪問介護でありますね。改正後のことで下から8行目に、介護職員初任者研修過程を修了したものに限るってあるんですが、これは改正前はということだったんですか。

○委員長（熊坂伸子君） 佐々木介護保険課長。

○介護保険課長（佐々木雅明君） はい。こちらについてはですね、もともとは対象の資格講習っていうのが、この部分だけだったので、改めて条例のほうに記載する必要はなかったんですけども、今回、国のほうの介護保険法の施行規則の中で、これのほかに訪問介護の中に、生活援助従事者研修という形で、もう一つ訪問介護の中のサービスができる資格の講習が加えられました。

そちらはあくまでも生活援助のほうのサービスということで、介護人材の不足に対する対応をするために、そういう講習課程も含めて、主に生活援助のほうについてはそういう人達でも対応できるようにということで、新たに講習が加わったものなので、今回、もともと対象にしている訪問介護の中です、介護職員がすべき業務そちらのほうに対して限定的に、こういう研修を受講したものでなければなりませんというのを、改めて明記したような形になります。本来はこの介護職員初任者研修課程を修了したものだけだったものが、別の資格がふえたことによって、逆にここを書き出して限定するという形になったものでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） 夜間訪問介護に関連してちょっとね、お伺いをしたいんですけども。この夜間訪問介護については、各施設でやっていると思うんですけども、うまくいってるんでしょうかね。

○委員長（熊坂伸子君） 佐々木介護保険課長。

○介護保険課長（佐々木雅明君） 夜間訪問介護については、指定をしている事業所は1カ所だけでございますけれども、利用実績はございません。現在宮古市内では1事業所ということですが、そちらを利用している方は今



はいらっしゃらないということで。介護以外のところで、例えば往診とかそういう医療のほうでお使いになっている方はいらっしゃるかもしれませんが、介護事業の中で利用されている実績は、宮古市では今のところないということでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） そうなんですか。そうするとその定期巡回とか、あるいは、随時対応サービスみたいなものがありますが、そういうことも一切宮古市はやられてない、実績がないということですか。

○委員長（熊坂伸子君） 佐々木介護保険課長。

○介護保険課長（佐々木雅明君） ここでいう対象になっている夜間対応型訪問介護と、それから定期巡回随時対応型訪問介護というところですが、先ほど申しましたように、夜間対応型訪問介護のほうは1事業所で今まで実績が出ていないというか利用実績はないと。

定期巡回随時対応型訪問看護のほうも、1事業所が指定をしておりますけれども、実際には今は休止中。利用されていないという状況ですので、どちらも実績はございません。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） 結構いるのかなと。最近は何にふえてきているのかなというふうに思ったんですが、ちょっと意外なんですが、利用されないっていうのはどういった理由を考えてますか。

○委員長（熊坂伸子君） 佐々木介護保険課長。

○介護保険課長（佐々木雅明君） 介護のところに区切れればそうなのかもしれませんが、やはり夜間で訪問が必要な看護の訪問が必要な方というのは、医療の面でかかりつけの医院とか、それから、訪問看護ステーションさんをご御利用されているというところがあると思いますので、主に医療のほうで御利用されているのではないかなというふうには想像はしています。ただ、実際になぜかっていうところはなかなかのデータもとりにくいものですので、利用実績だけですか、ちょっと介護方面について把握はしておりません。

○委員長（熊坂伸子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） ほかになければ、これで質疑を終わります。

これより、議案第5号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） 討論はないようですので、ただちにお諮りします。議案第5号は、「原案可決すべきもの」と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、「原案可決すべきもの」と決定しました。

○

**付託事件審査（3） 議案第6号 宮古市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

○委員長（熊坂伸子君） 次に、続いて議案第6号「宮古市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備

及び運営並びに、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） ないですか。よろしいですか。はい。なければ質疑を終わります。

これより、議案第6号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい。なし。討論はないようですので、直ちにお諮りをいたします。

議案第6号は原案可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案可決すべきものと決定をいたしました。

大変御苦勞さまでございました。説明員の皆様は御退場ください、ありがとうございました。

○

○委員長（熊坂伸子君） はい、以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。9月14日の本会議における請願第1号、議案第5号及び議案第6号の委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思います。が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい。ありがとうございます。異議なしと認めます。なお、請願第1号が本会議で採択された場合の意見書案というのがありますが、これにつきましても、よければ委員長に一任していただければと思いますが、よろしいでしょうか。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい、それではそうさせていただきます。意見書案についてはそのように取り扱わせていただきます。

予定していた説明を全て終了いたしました。その他に移ります。皆さんからその他何かございますか。なければ、これをもちまして本日の教育民生常任委員会を閉会いたします。

おつかれ様でございました。

○

閉 会

午後2時34分 閉会

○

宮古市議会教育民生常任委員会 熊坂伸子